

JR 東日本 社友会と新賃金交渉!?

労働者こそ「労働組合」にこだわり闘おう

経労委報告で打ち出された「労基法・労組法解体」攻撃

- ◆労基法は労働条件・権利の最低基準で、労働協約はそれを上回る約定であったはず
→労基法以下の条件を認めること(=デロゲーション)が「集团的合意」の目的に
- ◆「集团的労資関係」とは、「団結権」「団交権」「団体行動権」(労働組合として闘う・交渉する権利)を意味していたはず
→「労働者、使用者の集团的合意」という言い方で、労働者側も、使用者側も同じ「集団」にされている。
- ◆「集团的合意」の労働者側の当事者は、労働組合ではなく従業員代表組織(≡「社友会」)にされている。

今春闘でJR東は重大な攻撃をしかけた。社友会の全国組織・「社友会連携協議会」との「新賃金交渉」を始めたのです。もちろん今の時点で、社友会に「交渉権限」はありません。会社は「交渉」ではなく「意見交換」といい、社友会側から出されたのも

.....

「要求」ではなく「意見」とされています。しかし、会社は労働組合の要求ではなく、社友会の「意見」にそった回答を行い、「下地作り」を行ったのです。

JR 東が労基法解体を先導

この間、経団連は「従業員代表組織に「個々の労働者を規律する契約を結ぶ」「就業規則の合理性推定」「デロゲーション(上表参照)」の権限を与える」という、労基法・労組法を根本的に否定する攻撃を進めてきました。それを先導したのがJR東です。

経労委の審議委員会議長をJR東・富田哲郎が務めて出した昨年の提言が、攻撃を加速させました。厚労省において急ピッチで検討会が持たれ、26年の通常国会にも労基法改悪案が出されようとしています。

JR東は重大な攻撃だと分かっているからこそ、「社友会との新賃金交渉」を始めたのです。そして、職名廃止・融合化、現業部門の解体などにも労基法解体―労働組合法解体という意図が貫かれています。

ここまで経団連・JR東が「労働組合」にこだわっているのは、労働者の団結した闘いの力を恐れているからです。労働者こそ「労働組合」にこだわって、職場に闘う労働組合を取り戻そう。